

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）第8条第3項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）及び藤沢市市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に法第20条第1項に規定する書類の送達先となる住所、居所、事務所若しくは事業所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

2024年（令和6年）1月16日

藤沢市長 鈴木 恒夫



指定地域
富山県、石川県